

認知症施策（オレンジプランが目指すもの）

認知症疾患医療センター としての立場から

田久保 秀 樹

認知症疾患医療センターの役割・地域連携

厚生労働省の認知症疾患医療センター（以下センター）の設置基準は、専門医、臨床心理士、精神保健福祉士などを配置し、MRI（CT）、SPECTなどの画像検査を行い、認知症の鑑別診断を実施すること、認知症疾患の周辺症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病床と精神病床を有する（あるいは、入院医療等が行える他の保健医療機関との連携体制がとれている）こと等である。センターの役割は認知症診療が第一であるが、医療相談も重要視されている。さらに認知症の方が地域で暮ら

していくための地域連携、人材育成も欠かせない。当院が所属する東京都では平成24年度から施設指定を始め、現在12施設（23区に7施設、多摩地区に5施設）が指定されている。都内の12の二次保健医療圏（島しょを除く）すべてにセンターが整備・運営されている。

各施設では、センター指定後に認知症外来の初診枠を増やしている。当院でも認知症外来を毎週の初診5枠から18枠にしたが、それでも2〜3週間予約待ちがある。各地で認知症診療を受ける人は増えており、また受診していない潜在的な軽度認知障害や認知症の人が、多数存在

している。多人数の診療が求められており、当院では鑑別診断後に治療方針が決まるとかかりつけ医に紹介し、診療を継続する。1年1回程度センターで定期チェックして、経時的に経過観察をする。身体合併症が生じたり、Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia (BPSD) が悪化したりした際は、かかりつけ医がセンターに診療を依頼する。センターは、必要に応じて他院とも連携して入院を含めた診療をする。

しかし、センター単独で地域の認知症診療を行うことは不可能である。そのためには普段からの病診連携が重要で、「顔が見える連携」が鍵となる。

オレンジプランと認知症疾患医療センター

厚生労働省は平成24年に「認知症施策推進5か年計画」(平成25年度から29年度まで)、通称オレンジプランを策定した¹⁾。詳細は参考資料に

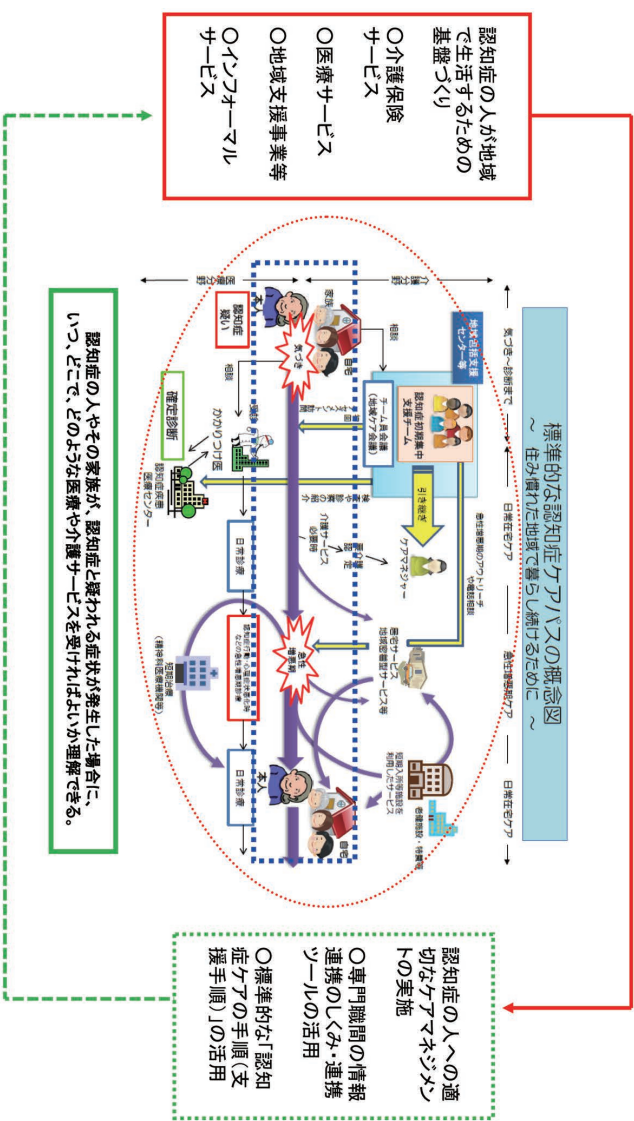
譲るが、今後増加する認知症の人が入院ではなく、住み慣れた地域で暮らし続けるための方策を示した。これは国際的な潮流であり、医療および介護改革を通じて地域包括ケアを目指している。都道府県・市町村で、地域に合った認知症ケアパスの作成・普及をすることが求められている(図①)²⁾。

オレンジプランのなかでセンターと関係が深いものは、次の2点である。

①モデル事業として早期発見・早期治療のために認知症初期集中支援チームを地域包括支援センター等に配置し、初期支援を包括的に行い、かかりつけ医やセンターに情報提供・紹介する。平成27年度以後、全国普及のために制度化を検討。

②平成24～29年度 認知症の早期診断等を行う医療機関はセンターを含めて、二次医療圏に1カ所以上、約500カ所整備する。人口の多い二次医療圏では概ね65歳以上人口6万人に1

① 認知症ケアパスを機能させるために



(参考資料・文献 2 p18より)

カ所程度（特に65歳以上人口が多い二次医療圏では、認知症疾患医療センターを複数カ所が望ましい）を確保すること。

現状ではすべての二次医療圏にセンターがあるわけではなく、またセンターまでの距離が遠い、予約待ちが長いなどの問題があり、依然センターの数が不足している。地域に密着した診療所に「認知症医療支援診療所（仮称）」を設置して、地域での認知症早期発見・早期治療の拠点の一つとすることも示された。センターは画像検査などを認知症医療支援診療所（仮称）に提供して援助する。

センターとしては、認知症ケアパスの概念図（図①）のようにかかりつけ医・地域包括支援センターなどから紹介された認知症疑いの人を鑑別診断し、治療方針を提示してかかりつけ医に引き継ぐ役割は変わらない。認知症の人の発見に認知症初期集中支援チーム、早期治療の一助として認知症医療支援診療所（仮称）が加わ

り、センターと協働すると想定される。早期発見・治療、認知症ケアをすることで、BPSDを予防し、抗精神病薬の使用を減らす、施設入所までの期間を延ばす、地域で安心して生活できる環境づくりを目指すものである。

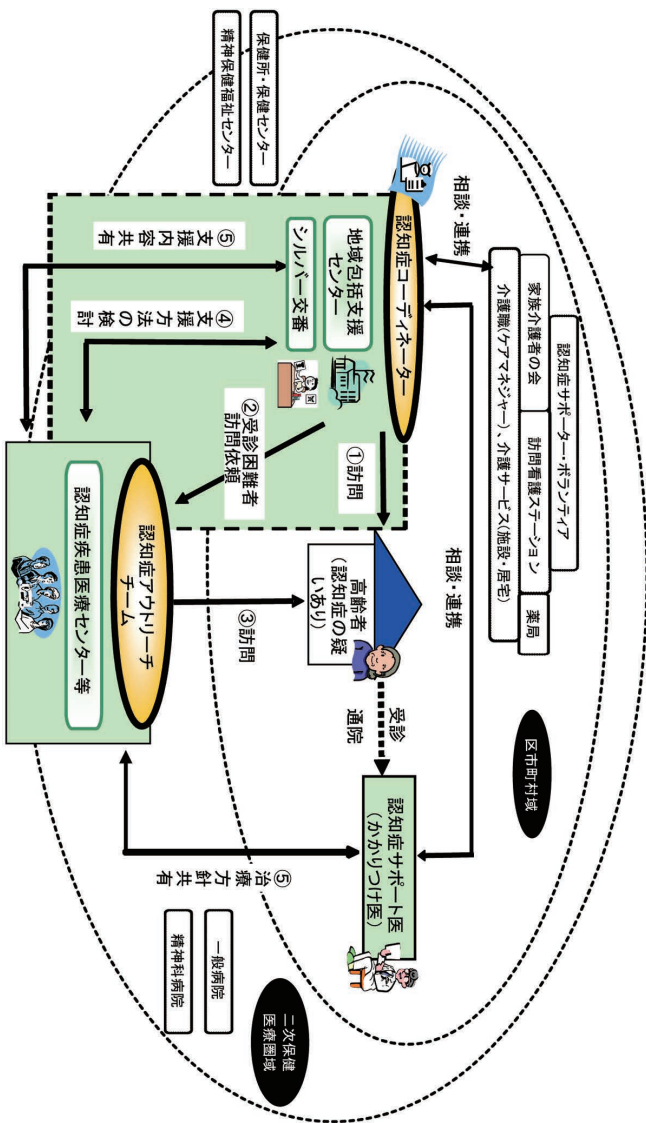
東京都…早期発見・早期診断推進事業

オレンジプランに伴い、各地で様々な事業が展開されている。

東京では認知症高齢者が32万人を超え、独居高齢者世帯の認知症の人が増えている。そこでオレンジプランを踏まえて「東京都保健医療計画（平成25年3月改定）」（平成25～29年度）を策定した。認知症対策の総合的な推進のために、認知症疾患医療センターを、専門医療の提供と地域連携・人材育成の推進のための支援役に据えた。

ユニークな事業としては、平成25年度からの早期発見・早期診断推進事業（図②³）がある。

②東京都の認知症早期発見早期診断推進事業イメージ



(参考資料・文献 3 より)

これは、認知症アウトリーチチームをセンターに設置して、区市町村の地域包括支援センターに配置した認知症コディネーターと連携し、認知症の疑いのある受診困難者を訪問して受療支援する、ひいては鑑別診断につなげるなどのモデル事業を7センターで開始したもので、平成26年度からは順次12のセンターすべてで行われる予定である。

都では年に3回担当者連絡会を催し、取り組み状況の報告、効果・課題の検討をしている。当院では担当する品川区・大田区の認知症コディネーターとセンターの医師、精神保健福祉士などが今までに10人の認知症の疑いのある人を訪問した。診療行為は行わず、あくまでも問診・状況把握が中心であるが、7人が医療機関受診に結びついたり、かかりつけ医に情報提供したり、介護保険申請ができるなどの一定の成果が上がっている。しかし認知症早期発見事業というよりは、地域で困っている被害妄想など

のBPSDの強い人、社会生活困難者が中心で、地域・行政でも対応に困っている人が主な対象であった。予想外であったのは、多くの場合かかりつけ医がいたにもかかわらず、認知症については専門機関に結びついていないことで、連絡会でも指摘された。

多職種協働連携

オレンジプランでは、地域包括支援センターにおける包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の一環として、多職種協働で実施される「地域ケア会議」の普及・定着が指示され、平成27年度以降すべての市町村で実施する予定である。認知症疾患医療センターとしても、地域包括支援センターで行われる「地域ケア会議」のすべに参加することはできないが、可能な範囲で協力していくべきである。

(公益財団法人東京都保健医療公社

荏原病院 神経内科 部長、

認知症疾患医療センター センター長)

参考資料・文献

1)厚生労働省老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止
対策推進室：「認知症施策推進5か年計画（オレン
ジプラン）」について（平成24年9月5日）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002j8dh.html>

2)厚生労働省老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止
対策推進室：「オレンジプラン説明資料（平成25年6
月25日）

http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000035rce-at/2r98520000035rxf_1_1.pdf

3)東京都福祉保健局：「とうきょう認知症ナビー認知
症早期発見・早期診断推進事業

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/zaishien/ninchishou_navi/torikumi/kaiji/iryoubukai4/files/iryoubukai4_sankos3.pdf